

- 1 会議名 議会運営委員会
- 2 日 時 平成30年4月16日(月)  
開会 午後3時15分  
閉会 午後4時50分
- 3 場 所 正・副議長応接室
- 4 出席議員 (委員長) 須藤智子、(副委員長) 大野慎治  
(委員) 塚本秋雄、鬼頭博和、木村冬樹  
黒川武議長、梅村均副議長、宮川隆議員
- 5 欠席議員 なし
- 6 説明員 行政課長 佐野剛、議会事務局長 隅田昌輝、同統括主査 寺澤顕
- 7 委員長あいさつ
- 8 議長あいさつ
- 9 行政課長、議会事務局長あいさつ
- 10 協議事項
- (1) 正副議長選出方法について
- 議会事務局統括主査：資料に基づき説明
- 須藤委員長：代表者会及び議会基本条例推進協議会での協議を経て、議会運営委員会に申し送りされた。協議会では賛否が分かれたが、どのように取り扱っていくか。
- 須藤委員長：1年かけて議論すべきと考えている。自治法に抵触するのではないかと懸念するところがある。
- 大野副委員長：他の市議会も同様に立候補制による選挙を実施している。法的に問題があるなら多くの議会が取り入れているのもおかしい。
- 木村委員：抵触すると思われるところがあるなら洗い出さないといけない。
- 須藤委員長：事務局として懸念する箇所はあるか。
- 議会事務局統括主査：この進め方において、直ちに自治法違反にはならないと考える。自治法第103条第1項は「議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない。」と規定しているが、これに対し、立候補を表明した議員のみを投票すること、立候補した議員以外の議員に投票した票を無効票とするなどの行為は行われないうことである。議員であれば誰しものが、選挙によって議長又は副議長に就任するという事なので問題は無いと判断する。
- 須藤委員長：議長としては本年度から導入したいとの考え方で良いか。
- 黒川議長：そのとおりである。
- 塚本委員：議長のみではない。議会改革として議会がこれまで調査研究を重

ねてきたことだ。

黒川議長：平成28年度に議会改革の議題として立候補制の導入を取り扱ったが、平成29年5月臨時会は導入せずに議会人事に入ってしまった。その結果、話合いもまとまらず最終的に投票となった。

須藤委員長：各委員の意見を聞きたい。

木村委員：この手法であれば早く正副議長も決まるであろうし、市民にも分かりやすい。選出方法に異論はないが、前段の話合いを無しにするのかという思いは残る。

梅村副議長：これまでは、話合いの末、自治法を基に投票又は指名推選という手法で選挙を行ってきた。その中、手続き上の透明性を高めるという趣旨で立候補制を導入してはどうかと進めてきた。自治法上は全議員が候補者になり得る規定であるから、立候補によって候補者を絞るということがどうかという見方をする人もあると思われる。実際やってみて議会がどのように解釈して、どのように進めていくか決めていけば良いかと考える。

須藤委員長：それは1年かけて先進自治体を訪問して学ぶということで時間をかけるのも必要と考える。導入までに議論する時間が無いのではないか。

大野副委員長：委員会であるので、委員長が意見を述べるのはいかがなものかと考える。去年は話合いがまとまらず、立候補の確認もないままに、投票による選挙が議長においても副議長においても行われた。これはあくまで申合せに過ぎない。立候補制の導入に賛成する。

塚本委員：議会に長く携わってきた経験と議会改革の流れからして、議会改革にとって議長の選挙や任期は最も重要なことと考えている。立候補してもらって何をしたいのか、公約など表明してもらわないとわからない。実態として話合いすら直前まで行われてこなかった。私はもっと以前から導入すべきと思ってきた。立候補制は賛成である。

鬼頭委員：方向性は同じだが導入時期で賛否が分かれている。全員一致して進めるというところで改選後が良いと考える。現在は反対意見の議員もあるので、いかがなものと考えている。

木村委員：整理すると改選後は、立候補制の導入について全員賛成であると理解した。本年度の議長選挙については、話合いの後に投票による選挙か、いきなり投票による選挙のどちらかかというところで議論しているという解釈で良いか。多数決で決めて後で弊害が起きないか心配である。話合い後の投票か、いきなり投票かはどちらでも良いと考えている。

須藤委員長：会派において検討し、会派の意見として本年度の導入には反対である。改選後の導入と考えている。

木村委員：申合せの推薦人がいることについては異論がある。5月初めに話し合いを持って、その後に投票を行うための申合せ事項であれば特に異論もないが、推薦人の有無についてのみ引っかかるが、反対ではない。推薦人の意味が分からない。

須藤委員長：申合せ事項について慎重になるべきと考える。

大野副委員長：代表者会で何度も話し合い、その上での申合せと理解している。なおかつ議会基本条例推進協議会でも協議している。

須藤委員長：協議会では意見が様々でまとまっていなかった。議会運営委員会でまとめるような意見であった。

黒川議長：代表者会を2回開催し、全員の意見を述べ合う場として議会基本条例推進協議会で協議されたところである。意見が分かれたところもあるが、大筋の方向性は理解をいただいたと判断している。議会基本条例の前文に透明な開かれた議会とあるが、話し合いを傍聴人の前で行うわけではない。傍聴人の前で立候補したものが意欲を表明することが透明で開かれた議会に合致すると考えている。1年かけて何を検討するのか分からない。改選期に改めて議題とすることで揉めるのではないかと懸念する。議長選挙のこれまでの流れや趣旨を大きく変えたつもりもない。

木村委員：推薦人は新たなことである。誰もが議長の候補者である中、推薦人の必要性が疑問である。ここは議論が必要である。

黒川議長：この点について各委員の意見を伺いたい。

須藤委員長：これは他の市議会と同じではないのか。

黒川議長：そのとおりである。推薦人の有無については悩んだところである。

話し合いの中「推薦人は必要ない」ということでまとまれば固執はしていない。

大野副委員長：推薦人は必要としないことでどうか。

各委員：（異議はないようである。）

黒川議長：委員長、推薦人は要しないということで進めたい。

木村委員：このまま多数決で決めるのが良いか判断し難いところである。

大野副委員長：平成29年度の正副議長選挙は投票となった。その後は結果を重んじ、どの会派も正副議長に協力してきた。

塚本委員：場合によっては白票もありえるかと考えている。所信表明を聞くことで、その人の考えに共感できるところも出てくる。事前の話し合いまでも拘束するものではないと理解しているがどうか。話し合いで大いに議論して、最終的に立候補し所信表明することと理解しているがどうか。

木村委員：臨時会開会前の話し合いはもちろんあるということか。それであれ

ば賛成である。折衷案になり得る。

黒川議長：話し合いは、開会日以前に、会派の中などで話し合うのは構わない。

臨時会が開会されたならば、その後の話し合いはないということである。この申合せは議長選挙に入った後の段取りである。事前の話し合いまで規制するものではない。

大野副委員長：昨年のように臨時会が開会した後に話し合いはやめようということである。

木村委員：折衷案として賛成できる。

須藤委員長：会派の了解がないので、ここです承はできない。本日の議会運営委員会では答えを出せない。議会運営委員会で決めなくてはならないか。

各委員：そのとおりである。

須藤委員長：会派の意見がまとまっていないので、今日は結論を出せない。

木村委員：次回開催の議会運営委員会では多数決も見据えて決定するということでどうか。

大野副委員長：4月20日開催でどうか。

須藤委員長：この事項については、本日決定できないため、次回4月20日の全員協議会又は公共施設再配置検討協議会終了後に開催する。

## (2) 岩倉市議会臨時会招集請求に係る協議について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

塚本委員：請願者は署名のみで良いということであるが、他の規程もそのような傾向か。

議会事務局統括主査：例規全体を「捺印」で検索したが、現在「署名捺印」を用いているのは、この会議規則のみであった。念のため、再度の確認はする。

黒川議長：臨時会開催の付議事件とするには議会運営委員会の同意による議決が必要とならないか。

須藤委員長：会議規則の一部改正についての説明があった。この会議規則の一部改正を付議すべき事件として、臨時会を議長が招集することを市長に請求することを同意することについてお諮りする。異議はあるか。

各委員：異議なし

須藤委員長：会議規則の一部改正を付議事件として、5月臨時会を議長の招集を市長に請求することには、全員賛成により決した。

## (3) 平成30年3月（第1回）岩倉市議会定例会を終えて

木村委員：これまでの議論の中で3月定例会時の一般質問を会期前半にすることを原則とすることで確認したと思われる。ただし6月定例会のような諸事情があるときは別であったかと記憶する。

大野副委員長：3月、9月定例会の一般質問は前半、6月、12月定例会は会期を組むのも難しく後半でどうか。

黒川議長：3月定例会は議案質疑後に委員会質疑へと続いたことから、連続性があり、一定の効果があつたと認識している。委員長報告のための1週間が懸案事項である。

木村委員：議会報告会でも「予備日を多く取るな」という意見があつた。

黒川議長：委員長報告イコール会議録でなくても良い。議論が分かれるものについては、質疑内容無しにするわけにはいかない。委員長報告の在り方について議論されていない。委員長の裁量によるところであるが、かつては会議録を一字一句読み上げる委員長もあつた。

木村委員：事務局との関係もあるので難しい部分もある。視察においても事務局の体制がどうなんだという意見もあつた。要約筆記でも委員会の議事録が作成できる体制が取れば委員長は楽になる。委員長が要約筆記をしても良いと考える。

塚本委員：議会事務局は書記なので、書記が3人いるから1人がひとつの常任委員会の会議録を作れば良いと考えている。事務局を見ていると定例会中はその他の業務もあるため難しさも感じるところである。常任委員会に書記が1人選任できる環境を整えてあげる必要がある。

木村委員：委員長報告は委員長が作成するものと規定されているので、委員長が要約したものを作れば良い。

塚本委員：否それは無理だ、副委員長だって難しい。副委員長は委員長の勉強をする必要があるので難しい。委員会には委員長がいて書記がいる。委員長が作成することは規定にもあるが、書記がいて委員長の下で整理する。

黒川議長：書記として要約筆記するのは理解できるが、予算決算のように相応のボリュームを要する委員会是要約筆記であつても酷な量である。

須藤委員長：執行機関にも回答内容の確認をしなければならない。

大野副委員長：iphone はしゃべりかければ文字起こしができる。「Siri」に問いかければ、そのとおりに文字起こしもされる。多少の誤字脱字があつても委員長は読める。それをやらないと進まない。田島主幹は要約筆記をされていた。iphone のような機能の活用を取り入れていかないと進まない。

塚本委員：反訳ソフトが必要ならば、それが効率的であるならばやれば良い。

大野副委員長：現状では難しい。委員会後に最終日までに協議会も複数予定

されている。それらにも出席しなければならない。

須藤委員長：会期内の一般質問の順番もこの場で決定するのか。

木村委員：今日で無くても良い。

黒川議長：引続き議論していくということでどうか。6月の日程までは知らせているところである。

大野副委員長：市長が、堀議員に対し反問権を行使した。しかし堀議員が職員のとこのことについて、反問権を行使して問うのはどうか。あれを反問権として行使するのはいかがなものか。

黒川議長：そういった場合は議長に指摘いただきたい。

梅村副議長：以前に会期中の一般質問の時期について変更したときは、執行機関と協議したとあったがどうか。

黒川議長：部長級職員と正副議長及び各委員長との話合いもどうかと考える。執行機関の事情も知る必要がある。

梅村副議長：以前は議会運営委員会委員が出席したのか。

黒川議長：議会改革特別委員会の中から理事を選んで部長級と話し合った。

議会運営に関することなので、議会運営委員会委員及び正副議長と部長級職員との話合いでも良いかと考える。

塚本委員：新聞に掲載された都議の件に絡み、一般質問は二元代表制の意識を持って緊張感を持って臨みたい。

木村委員：具体的には、討論をする場合に、執行機関から資料を求めて、どう扱うか。

塚本委員：姿勢を正す必要がある。記事にあるような、討論を執行機関が作成し、それを読み上げるだけではいけない。議員同士の反対、賛成でなくなってしまうといけない。

行政課長：5月臨時会に関する件である。議決議案ではないが専決処分の報告を行いたい。3月に発生した事故に関する件である。井上町内にて公用車に乗車した上下水道課職員が追突された件である。

#### (4) 岩倉市議会慣例及び実例集について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

木村委員：6番目「・8一般質問の・・・(平成29年3月)」は「(平成30年3月)」である。

須藤委員長：第6章第2節特別委員会の(14)検証特別委員会であるが、3月定例会において設置したがどうか。

梅村副議長：(同例)日付を加える。

黒川議長：毎年入れていくと行が増える一方である。入れなくても良いのではないか。

木村委員：「構成した。」の後に、「平成28年度以降も同例の扱いとした。」と加えれば解決できる。

木村委員：農業委員会委員の任命についてであるが、第4章第5節で「6」に当たる。次の抗議決議については、第4章第7節で「7」である。

大野副委員長：「(8) 陳情を請願に」は、以前にも同様に扱った件がある。

木村委員：「11」は、みなし採択についての項である。

議会事務局統括主査：陳情を請願同等に取り扱うという規定もある。

黒川議長：先例事例としてひとつ挙げれば良いのではないか。

木村委員：「11(8)」ではなく、新たに「12」としてはどうか。

須藤委員長：新たに「12」とする。

黒川議長：「4-1 請願、陳情ともに」は現在の「4」を全部改めで良い。

木村委員：「8 一般質問の日程」中の「試行的に議案質疑の前に」の「試行的に」を削り、「議案質疑の前に」のみに改める。2回目の「試行的に」を削る。「(平成29年3月)」を「(平成30年3月)」に改める。

木村委員：「6 議会運営委員会の行政視察」は不必要ではないか。

黒川議長：先例があるので必要はない。

梅村副議長：「岩倉市議会慣例及び実例集」であるが、一昨年度において初めての試みであるので、入れるか入れないか。

黒川議長：毎年実施するためにも入れる必要はある。

大野副委員長：「第10節議員野球」について削除してはどうか。

黒川議長：現在のものからは削除するけれども履歴として残す必要はある。別立てで過去の事例として残す必要はあるように思う。

木村委員：歴史として残さなくてはならないかどうかである。

木村委員第10章第10節を削り、新たに第10節に「岩倉市議会慣例及び実例集」を入れてはどうか。新たに章立てしても良い案件でもある。

塚本委員：新たに章を起こしたい。

木村委員：「第10章その他」を第11章とし、第10章第1節に新たに「岩倉市議会慣例及び実例集」としてはどうか。

須藤委員長：その他を第11章とし、新たに第10章第1節として入れることとする。

大野副委員長：「正副委員長の辞任」については提案通り第6章第1節「7」として加えることで良いのではないか。

須藤委員長：以上であるが、他にあるのであれば、報告をお願いします。

大野副委員長：慣例及び実例集に追記すべき事項が発生したならば、その都度挙げておく必要があると思う。

梅村副議長：過去には、事務局で書き留めていたかと思われる。

塚本委員：かつては事務局長の職務となっていた。

梅村副議長：年度末に議員も含め確認する形式になってきた。

#### (5) その他

(平成31年度議会事務局職員適正配置方針について)

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

大野副委員長：平成29年度に会議録作成のためパート職員を1か月に3日間配置した。職員数の増を希望するのであれば、まずこちらの日数増を訴えなくてはならないのではないかと。

黒川議長：既に要望済みである。3日間を5日間にするよう要望した。

須藤委員長：現状では間に合わないのか。

黒川議長：会議が重なるので遅れがちである。ただし、これは議会事務局専属のパート職員ではなく、1か月のどこかで派遣していただくものである。

須藤委員長：資料のと通りの要望内容で提出するが良いか。

各委員：異議なし

#### 10 その他

特になし。

(次回は4月20日(金)全員協議会又は公共施設再配置検討協議会終了後)